

○沖縄総合事務局告示第四十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十年十一月七日

沖縄総合事務局長 福井 武弘

第1 起業者の名称 沖縄県及び久米島町

第2 事業の種類 二級河川儀間川水系儀間川儀間ダム建設工事及び二級河川謝名堂川水系謝名堂川タイ原ダム建設工事並びにこれらに伴う附帯工事、町道及び農業用道路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 沖縄県島尻郡久米島町字儀間東上原、字比嘉比嘉後原、字比嘉スキナ原、字比嘉タイ原、字真謝フルチリ原及び字謝名堂トンナハ原地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県島尻郡久米島町字儀間地内、字比嘉地内、字真謝地内及び字謝名堂地内に施行する「二級河川儀間川水系儀間川儀間ダム建設工事及び二級河川謝名堂川水系謝名堂川タイ原ダム建設工事並びにこれらに伴う附帯工事、町道及び農業用道路付替工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業のうち「二級河川儀間川水系儀間川儀間ダム建設工事及び二級河川謝名堂川水系謝名堂川タイ原ダム建設工事」(以下「本体事業」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項の二級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダムに関する事業及び法第3条第18号に掲げる水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される町道及び農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事のうち、町道の付替工事は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、農業用道路の付替道路は、同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う管理用道路工事は、法第3条

第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

二級河川儀間川及び二級河川謝名堂川は、河川法第5条により沖縄県知事が指定した河川であり、同法第10条の規定により沖縄県が河川管理者であることなどから、起業者である沖縄県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、河川法第17条の規定により河川管理施設と河川管理施設以外の施設が相互に効用を兼ねる場合においては、河川管理者及び他の工作物の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行うことができるとされており、久米島町長は、河川管理者である沖縄県知事と協議を行い儀間ダム及びタイ原ダム建設工事を施行することとしていることから、本件事業については、久米島町も施行する権能を有すると認められる。

したがって本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

二級河川儀間川水系儀間川（以下「儀間川」という。）は、沖縄本島・那覇の西約90kmの久米島・久米島町に位置し、その源をフサキナ岳（標高219.9m）に発しフサキナ池、比嘉池、儀間池を流下し、儀間集落に出て東シナ海に注ぐ、流域面積5.0 km²、流路延長5.5 kmの二級河川である。

儀間川の中流域は畑地が発達し、下流域は発電所及び製糖工場、小中学校、郵便局などの公共施設が集中する場所であるが、下流域は低平地を成しており、河道の流下能力が低いことから、相次ぐ豪雨によって、儀間地区の住宅及び畑地や発電所、製糖工場などが洪水の被害に見舞われている。特に、平成13年9月11日から12日にかけての集中豪雨では、半壊住家10棟、一部破損住家8棟、床上浸水住家3棟、床下浸水住家12棟、公共建物被害7棟、文教施設被害4棟、冠水畑119ha、道路損壊58箇所、河川損壊4箇所、水路損壊3箇所の災害が発生した。

また、二級河川謝名堂川水系謝名堂川（以下「謝名堂川」という。）は、その源を儀間川と同じくフサキナ岳に発し、タイ原池を流下し、比嘉、謝名堂集落に出て東シナ海に注ぐ流域面積3.0 km²、流路延長2.85 kmの二級河川である。

謝名堂川の中流域は畑地が発達し、下流域は町役場、小中学校、郵便局などの公共施設、また、リゾート施設などの行政・福祉文教・観光施設が集中する久米島町の中心地となっているが、謝名堂川下流域も儀間川と同じく低平地を成しており、河道の流下能力不足もあいまって、沿川の畑地が被害に見舞われ、特に平成10年6月12日の集中豪雨では、道路損壊5箇所、水路損壊4箇所の被害が発生した。

このような状況に対して、儀間川水系及び謝名堂川水系の治水対策としては、平

成13年1月に策定された「儀間川水系河川整備基本方針」（以下「儀間川基本方針」という。）及び「謝名堂川水系河川整備基本方針」（以下「謝名堂川基本方針」という。）において、年超過確率1/30年規模の大雨による洪水を対象として儀間川においては、基準地点山田橋の基本高水のピーク流量を $58\text{m}^3/\text{秒}$ と定め、このうち $17\text{m}^3/\text{秒}$ を洪水調節施設により調節し、河道への配分流量を $41\text{m}^3/\text{秒}$ としており、謝名堂川においては、基準地点中之橋の基本高水のピーク流量を $43\text{m}^3/\text{秒}$ と定め、このうち $13\text{m}^3/\text{秒}$ を洪水調節施設により調節し、河道への配分流量を $30\text{m}^3/\text{秒}$ としている。

本件事業は、この洪水調節機能の一つとして、平成13年3月に策定された「儀間川水系河川整備計画」（以下「儀間川整備計画」という。）及び「謝名堂川水系河川整備計画」（以下「謝名堂川整備計画」という。）において、儀間ダム地点における計画高水流量 $31\text{m}^3/\text{秒}$ のうち、タイ原ダムへ $5\text{m}^3/\text{秒}$ を導水するとともに、 $16\text{m}^3/\text{秒}$ を調整することとし、タイ原ダム地点においては儀間ダムからの導水量 $5\text{m}^3/\text{秒}$ を含んだ事業実施地点における計画高水流量 $29\text{m}^3/\text{秒}$ のうち、 $20\text{m}^3/\text{秒}$ を調整することとしている。

また、概ね10年に1回起こり得る渇水時においても、既得用水の安定的な取水や動植物の生育環境保全等の流水の正常な機能を維持するため、儀間川整備計画では、儀間ダム直下地点において $0.007\text{m}^3/\text{秒}$ 、謝名堂川整備計画では、タイ原ダム直下地点において $0.005\text{m}^3/\text{秒}$ の流量を確保することとし、このため本件事業においては、儀間ダムにおいて $310,000\text{m}^3$ 、タイ原ダムにおいて $155,000\text{m}^3$ の容量を確保することとしている。

さらに、久米島町東部の水道事業においては、平成18年度時点で取水可能量を超え平成21年度水需要予測の1日最大給水量に達しており、儀間池の既得農業用水から緊急補給を行っている状況であることから、水道水源対策として平成18年9月に策定された儀間ダム及びタイ原ダム建設事業全体計画（平成20年3月変更）において、儀間ダムから新たに1日最大取水量を $300\text{m}^3/\text{日}$ とし、本件事業において $105,000\text{m}^3$ の容量を確保し、水道用水の安定的な供給を図ることとしている。

本件事業は、これらに基づき、儀間川に洪水調整、流水の正常な機能の維持及び水道用水の確保を目的とした多目的ダム、謝名堂川に洪水調整、流水の正常な機能の維持を目的とした多目的ダムの建設工事をそれぞれ行うものであり、本件事業の完成により、儀間川の基準地点及び謝名堂川の基準地点での年超過確率1/30年規模の大雨による洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、儀間川及びタイ原川流域における浸水被害が軽減されることになる。また、10年に1回程度起こり得る渇水時においても、儀間川及び謝名堂川において流水の正常な機能の維持のために必要な流量を補給することが可能となり、さらに、久米島町東部の水道用水の安定的な供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）に基づく環境影響評価実施対象外であるが、沖縄県環境影響評価条例（平成12年12月27日沖縄県条例第77号）の対象事業のため、平成18年8月に同条例に基づく環境影響評価の手続きを実施したところ、水質

について、赤土による濁水及びタイ原ダムの富栄養化が予測されているが、赤土については、県の赤土等流出防止条例(平成6年沖縄県条例第36号)に基づき適正な赤土流出防止対策を講じること、富栄養化については、曝気装置を設置することで環境への影響は極めて小さいと評価されていることから、起業者は、これらの環境保全対策を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記環境影響評価の調査によると、本件事業地内の土地において、文化財保護法(平成25年法律第214号)における国指定天然記念物のカラスバト及びオカヤドカリの生息並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるハヤブサの飛来が確認されている。また、環境省レッドデータブックに記載されている絶滅危惧Ⅰ類1種、絶滅危惧Ⅱ類7種、準絶滅危惧4種の計12種の貴重種が確認されている。

さらに、「沖縄県文化財保護条例」(昭和47年5月15日条例第25号)における県指定天然記念物であるクメジマボタル、クメトカゲモドキなどの生息が確認されている。

これらのうち、以下に掲げる種については、その種に応じた適切な環境保全措置を講じることにより、生息環境の保全を図ることとしており、環境影響の程度は軽微であると評価されている。

①土着性が強く移動性が極めて小さい絶滅危惧Ⅰ類のクメジマイマイ、絶滅危惧Ⅱ類のキムラグモ等については、連続する林分内の直近への移動を行うこと。

②地上徘徊或いは水生で移動能力が小さいオカヤドカリ、絶滅危惧Ⅱ類のキノボリトカゲ等については、工事着手前に改変区域の調査を行い改変区域外への自力移動を促すか、或いは生息に適した環境への捕獲による移動を行うこと。

③植物の絶滅危惧Ⅱ類のアカウキクサ等5種については、現在の生育箇所の近隣で可能な限り植生が同一の箇所へ移植すること。

上記の保全措置を必要とする種の外、カラスバト、ハヤブサ及び準絶滅危惧のミサゴについては、集団のねぐらや営巣が確認されていないこと、飛翔能力が高く本件事業実施後も起業地周辺に利用可能な環境が広く残存することから、生息環境へ及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと評価されている。

以上のことから、本件事業の施行によりその生息・生育環境の一部が改変されるが、起業者は適切な保全措置を講じることにより環境への影響の回避・低減を図ることとしており、加えて工事中・完成供用後においてモニタリング等の事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その原因について学識経験者の指導・助言を踏まえ検討し、適切な環境保全対策を講じることとしている。

また、本件事業地内の土地においては、文化財保護法により起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、儀間川及び謝名堂川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保を目的として儀間川に堤高24.5m、総貯水容量575,000m³のフィルダム、謝名堂川に堤高28.9m、総貯水容量420,000m³のフィルダムの建設工事を施行するものである。本件事業の事業計画は、(1)で述べた儀間川及び謝名堂川の洪水調節、流水の正常な機能の維持に必要な流量、水道用水に必要な水量の確保を図るうえで、適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトについては、①必要な貯水容量が確保できること、②地形地質がダムサイトに適していること、③技術的に問題が無いこと、④支障物件等が少なく経済的であること等を条件に考慮したところ、儀間ダム及びタイ原ダムいずれも、本件事業計画のダムサイトの位置から上流部については、地形上から嵩上げが困難であり、必要とする貯水容量が確保できない。また、下流部については両河川とも両岸の山が離れているため、ダム堤頂長が極めて長くなり工事費が過大となること、土地改良された農地・生産施設等が支障となる。以上のことから、儀間川については、既存の儀間池、謝名堂川については既存のタイ原池の堰を取り壊し、同地点に新たに多目的ダムを建設する本件事業計画が妥当と判断される。

次にダム軸の検討については、儀間ダム、タイ原ダムともに上流軸案、下流軸案、中央軸案の3案について検討が行われている。儀間ダムについては、下流軸案(申請案)と他の2案を比較して、堤体、堤体基礎を流れる浸透流の浸透路長が長く遮水性に優れており、堤体に及ぼす影響が小さいこと、堤体盛立量は中庸であるが掘削量は最も少ないこと、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、下流軸案(申請案)が最も合理的であると認められる。また、タイ原ダムについては、上流軸案(申請案)と他の2案を比較して、ダムの安全性を確保するために地形及び地質上最も適していること、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、最も合理的と認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3の(1)で述べたように、現在の儀間川及び謝名堂川は、下流域が低平地を成しており過去に何度も洪水被害が発生していること、また降雨の季節変動も激しく、過去に何度も渇水に見舞われ、既得用水の安定的な取水や動植物の生息・生育環境等に大きな影響を及ぼしていること、水道水源が不足していることなどから、儀間

川流域及び謝名堂川流域の浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、久米島町長を会長とする久米島町儀間川総合開発促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから収用または使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要性があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 久米島町役場仲里庁舎

第6 収用の手続きが保留されている起業地 沖縄県島尻郡久米島町字真謝フルチリ原、字謝名堂トンナハ原、字比嘉スキナ原及び字比嘉タイ原地内